

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【会社名】 ソフトバンク株式会社

【英訳名】 SoftBank Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 専務執行役員 兼 CFO 藤原 和彦

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一及び当社最高財務責任者 藤原 和彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が2023年4月7日に公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、僅少な事業拠点を除く全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の大きい拠点から合算し、当連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。

重要な事業拠点を決める指標を連結売上高とし、一定割合を連結売上高のおおむね3分の2程度とすることが適切と判断した理由は下記のとおりです。

- ・当社グループの全ての事業を含み、かつ各事業拠点の事業規模を示す指標であることから、連結売上高を用いることが適切であると判断しております。
- ・連結売上高に占める割合を決定するにあたっては、コアビジネスである通信事業に限定せず、通信事業以外の事業からの収益も含めて、当社グループ全体の事業構造を反映した評価範囲となるような割合とすることが合理的であると考えております。
- ・当社は全社的な内部統制が有効に機能しており、また連結売上高のおおむね3分の2程度に達する事業拠点を除くその他の事業拠点については、いずれも連結売上高に占める構成比が小規模であり、財務報告への金額的影響が僅少であると判断しております。

上記3点を総合的に勘案し、重要な事業拠点を決める指標は連結売上高のおおむね3分の2程度が適切であると判断しました。

選定した重要な事業拠点においては、当該重要な事業拠点に含めた通信事業および通信事業以外の事業に大きく関わる勘定科目として売上高、営業債権、商品に至る業務プロセスを評価対象としたうえで、当社のコアビジネスである通信事業に大きくかわる勘定科目として割賦債権、通信設備に至る業務プロセスを評価の対象として追加しました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。具体的には、企業結合会計における取得原価の配分決定のプロセスや、のれん及び企業結合会計で識別した無形資産にかかる減損テスト、投資有価証券にかかる公正価値評価、持分法で会計処理されている投資にかかる減損テストといった各プロセスを評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。